## 議第21号

京都市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例の制定に ついて

京都市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例を次のように制定 する。

平成29年2月22日提出

京都市長門川大作

京都市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例 京都市男女共同参画センター条例の一部を次のように改正する。 第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

## (報告及び検査)

第13条 市長又は指定管理者は、必要があると認めるときは、センターの使 用に関し、使用者から必要な報告を求め、又はその状況を検査することが できる。

別表第2フィットネスルームの項の次に次の1項を加える。



別表第2備考4を同備考7とし、同備考3を同備考6とし、同備考2の次 に次のように加える。

4 ギャラリースペースの使用に伴う物品の販売を行う場合のギャラ リースペースの使用料は、この表に掲げる額の2倍に相当する額とす る。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでな 11

- 5 ギャラリースペースの使用者が入場料(使用者が,いかなる名義でするかを問わず,入場者から徴収する入場の対価をいう。以下同じ。)を徴収する場合において,(1)の額が(2)の額を超えるときの使用料は,(1)の額とする。
  - (1) その使用期間中の入場料の収入額の10分の1に相当する額
  - (2) この表のギャラリースペースの使用料の額(4の規定の適用がある場合にあっては、その適用後の額)にその使用日数を乗じて得た額

別表第2備考2を同備考3とし、同備考1の次に次のように加える。

2 ギャラリースペースにあっては、午前9時から午後5時まで又は午前9時から午後9時までの区分により使用することができる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 使用の許可の申請その他ギャラリースペースを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

## 提案理由

ギャラリースペースの使用料を定める必要があるので提案する。